

税務トピックス

消費税 ～簡易課税制度のみなし仕入率の見直し～

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、**金融業及び保険業**を**第五種事業**とし、そのみなし仕入率を**50%**（現行 60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、**不動産業**を**第六種事業**とし、そのみなし仕入率を**40%**（現行 50%）とすることとされました。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、採石業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

この規定は、**平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間**から適用となります。

ただし、平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までに開始する課税期間（簡易課税制度の適用をやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されることとなる経過措置があります。

なお、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。